

京都府立医科大学 公的研究費に係る不正防止計画

1 機関内の責任体制の明確化

事 項	不正を発生させる要因	具体的な取組	備 考
責任体系の明確化	▷ 公的研究費の責任体系を明確にし、機関内外に公表していない。 (第1節)	▷ 学長を最高管理責任者とする責任体系及び各責任者の果たすべき役割を明確にし、ホームページ上で公表する。	・「京都府立医科大学における公的研究費に係る不正防止に関する規程」

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

事 項	不正を発生させる要因	具体的な取組	備 考
ルール の 明 確 化 及 び 周 知	▷ 公的研究費の使用ルールが明確化・統一化されていない。	▷ 使用ルールの明確化・統一化を図るため、研究費の取扱いに関する規程、公的研究費執行の手引きを作成する。	・「京都府立医科大学科学研究費補助金取扱要領」 ・「公的研究費執行の手引き」
	▷ 公的研究費の使用ルールと運用の実態が乖離している。 (第2節2(1)(2))	▷ 内部監査、モニタリング等を通じて運用の実態を定期的に把握し、必要に応じて研究費の使用ルールの見直しを行う。	
	▷ 研究費の使用ルールが公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知されていない。 (第2節2(3))	▷ 研究費の使用ルールに関する説明会を実施する。 ▷ 「公的研究費執行の手引き」等をホームページに掲載する。	
	▷ 競争的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対し、ルールが周知されていない。 (第2節2(4))	▷ 謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対し、公的研究費の執行ルールについて説明する。	
職務権限の明確化	▷ 事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任が明確に定まっていない。 (第2節3(1))	▷ 事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任を定めた規定を整備する。	・「京都府立医科大学科学研究費補助金取扱要領」 ・「京都府立医科大学における国等からの受託研究取扱要領」

	<p>▷業務分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じている。</p> <p>▷職務権限が明確になっていない。</p> <p>▷職務権限に応じた明確な決裁手続きが定められていない。 (第2節3(2)～(4))</p>	<p>▷職務権限及び決裁手続きを定めた規定を整備する。</p>	
関係者の意識の向上と浸透	<p>▷どのような行為が不正に当たるかの関係者の理解が不十分である。</p> <p>▷関係者が研究費の使用ルール、不正防止対策等についての理解度を把握できていない。</p> <p>▷不正が発覚した際の取り扱いの周知が不十分である。</p> <p>▷公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定していない。 (第2節1(1)～(6))</p>	<p>▷研究費の運営・管理に関わる構成員を対象に、不正使用防止に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握する。</p> <p>▷不正使用防止に向けた意識の向上と浸透を促し、不正を防止する風土を形成するために、コンプライアンス教育と併用して啓発活動(会議の場やメーリングリストを利用した不正防止に係る情報発信等)を実施する。</p> <p>▷研究費の使用ルールに関する説明会を実施する。</p> <p>▷どのような行為が不正に当たるのか具体事例を踏まえ、不正行為を行った場合のペナルティ等を説明する。</p> <p>▷研究費の運営・管理に関わる構成員から誓約書を徴取する。</p> <p>▷研究費の運営・管理に関わる構成員に対する行動規範を制定する。</p>	<p>・「教員、医師、研究者、医療者の研究活動に関する行動規範」</p>
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	<p>▷学内外からの告発等を受け付ける窓口が不明確である。</p> <p>▷窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制が構築されていない。</p> <p>▷不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等が定められていない。 (第2節4(1)～(4))</p>	<p>▷学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>▷受付窓口の担当者から最高管理責任者(学長)に確実に伝わる体制を整備し、周知する。</p> <p>▷取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組みについて、周知する。</p> <p>▷不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程を定め、周知する。</p>	<p>・「京都府立医科大学における公的研究費に係る不正防止に関する規程」</p> <p>・「京都府立医科大学における公的研究費の不正に係る調査要領」</p>

	<p>▷ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等が定められていない。 (第2節4(5))</p>	<p>▷ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程を定め、周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府公立大学法人コンプライアンス推進規程」 ・「京都府公立大学法人教職員倫理規程」 ・「京都府公立大学法人懲戒規程」
--	--	--	---

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

事 項	不正を発生させる要因	具体的な取組	備 考
不正防止計画の策定及び実施	<p>▷ 不正を発生させる要因がどこにあるか整理できていない。 (第3節2(1))</p> <p>▷ 計画の見直しが行われていない。 (第3節2(3)(4))</p>	<p>▷ 不正を発生させる要因がどこにあるか整理評価した上、不正防止計画を策定・実施し、不正発生要因に応じて随時見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府立医科大学公的研究費に係る不正防止計画」 ・「京都府立医科大学における公的研究費に係る不正防止に関する規程」
不正防止計画の推進体制	<p>▷ 不正防止計画を推進する体制が整っておらず内部牽制が働いていない。 (第3節1, 2)</p>	<p>▷ 不正防止計画推進部署を設置し、最高管理責任者の指示の下、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況の確認を行う。</p> <p>▷ 監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。</p>	

4 研究費の適正な運営・管理活動

事 項	不正を発生させる要因	具体的な取組	備 考
予算執行状況の把握及び検証	<p>▷ 予算の執行状況を検証し、実態と合っているか確認できる仕組みが整備されていない。 (第4節(1))</p>	<p>▷ 財務会計システムを利用し、予算の執行状況の把握が可能な体制、仕組みを整備する。</p> <p>▷ 予算執行が年度末に集中しないよう注意喚起を行う。</p> <p>▷ 予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。</p> <p>▷ 研究費の執行に関する書類やデータ等は研究終了後5年間保存し、後日、検証を受けられるよう整備する。</p>	

	<p>▷発注段階で支出財源の特定が行われていない。 (第4節(2))</p>	<p>▷発注段階で財源を特定の上、発注すること、競争的研究費については発注台帳等を作成することを周知徹底する。</p> <p>▷内部監査等で発注段階での財源の特定の状態等を確認する。</p>	
取引業者への対応	<p>▷研究者と業者の癒着を防止する対策が講じられていない。 (第4節(3))</p>	<p>▷研究費の運営・管理に関わる構成員に対し、コンプライアンス教育を実施する。</p> <p>▷不正を行った業者に対する処分方針を策定する。</p> <p>▷取引業者から誓約書を徴取する。</p>	
適正な検収業務	<p>▷発注・検収に第三者のチェックが行われず、架空発注等の不正が発生する恐れがある。 (第4節(4)～(7))</p>	<p>▷研究者による発注を認める場合は50万円以下のものに限る。また、競争的研究費においては20万円以上の備品について、発注時に事前に経理課に届け出ることを義務づける。</p> <p>▷公的研究費に係る物品について、原則として物品検収・支援センターが検品を行う。</p> <p>▷現場でのみ納品確認が可能な場合は、物品検収・支援センターの立会いにより現場において検品を行う。</p> <p>▷据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において物品検収・支援センターの立会いにより検品を行う。</p> <p>▷物品検収・支援センターによる検品が困難な場合は、研究者において履行を確認後、成果物、完了報告書等の書類により、物品検収・支援センターにおいて確認を行うことで検品に代える。その場合、必要に応じて事後確認を実施する。</p>	
非常勤雇用者の雇用管理	<p>▷非常勤雇用者の勤務状況について、事務部門が把握していない。 (第4節(8))</p>	<p>▷非常勤雇用者の勤務状況について、事務部門が把握可能な仕組みを整備する。</p>	
換金性の高い物品の管理	<p>▷換金性の高い物品について、適切な管理方法が定められていない。 (第4節(9))</p>	<p>▷競争的研究費においては、パソコン、ビデオカメラ等の換金性の高い物品について、取得金額に関わらず、備品シールを添付するなど、固定資産に準じた管理を行う。</p>	

出張計画の 実行状況	▷研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制となっていない。 (第4節(10))	▷研究者の出張旅費について、事務部門が把握・確認可能な仕組みを整備する。	
---------------	--	--------------------------------------	--

5 情報発信・共有化の推進

事 項	不正を発生させる要因	具体的な取組	備 考
ルールの 相談窓口	▷公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口が設置されていない。 (第5節(1))	▷公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	・「京都府立医科大学における公的研究費に係る不正防止に関する規程」
不正への 取組に関 する方針	▷公的研究費の不正への取組に関する大学の方針等が外部に公表されておらず、説明責任が果たされていない。 (第5節(2))	▷公的研究費の不正への取組に関する大学の方針等をホームページで公表する。	

6 モニタリングの在り方

事 項	不正を発生させる要因	具体的な取組	備 考
内部監査 等	▷内部監査体制が整備されていない。 (第6節(1)～(6)、(8))	▷最高管理責任者の指示の下、内部監査を実施し、コンプライアンス教育や啓発活動を通して内部監査の結果等の周知・注意喚起を行い、類似事例の再発防止を徹底する。 ▷旅費の支給や非常勤雇用者の勤務実態等重点監査項目について、サンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。 ▷法人本部内部監査員、監事及び会計監査人との連携を強化する。	

※不正を発生させる要因における（ ）内の情報は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の章番号に対応